附　則

（施行期日）

1　この告示は、平成二十一年九月二十八日から施行する。

（経過措置）

2　この告示による改正後の規定にかかわらず、法第十二条第三項に基づく検査及び報告並びに同条第四項に基づく点検については、平成二十二年三月二十七日までの間は、なお従前の例によることができる。

○国土交通省告示第千二十五号

建築基準法施行規則第六条第二項及び第三項並びに第六条の二第一項の規定に基づき、遊戯施設の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法並びに結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成二十年国土交通省告示第二百八十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年九月二十八日

国土交通大臣　前原　誠司

別表一(二)の項(は)欄中「ノギス等により」を削り、同項(に)欄イ中「幅」を「おおむね幅」に改め、「程度」を削り、「がある」を「などにより、コンクリート面に著しいひび割れ、欠損等がある」に改め、同欄ロ中「幅」を「おおむね幅」に改め、「程度の」を「を超える」に「がある」を「などにより、コンクリート面にひび割れ、欠損等が進行するおそれがある」に改め、同(四)の項(は)欄中「ノギス等により」を削り、同(四)の項根巻きコンクリートのき裂及び剥離の状況の項(は)欄中「確認するとともに、ノギス等により」を「確認し、」に改め、同項(に)欄イ中「幅」を「おおむね幅」に改め、「程度」を削り、「があること又は剥離」を「などにより、コンクリート面に著しいひび割れ、欠損等」に改め、同欄ロ中「幅」を「おおむね幅」に改め、「程度の」を「を超える」に、「がある」を「などにより、コンクリート面にひび割れ、欠損等が進行するおそれがある」に改め、同(五)の項(は)欄中「ノギス等により」を削り、同(六)の項(は)欄中「金属製直尺等により」を削り、同項(に)欄中「メートル。」を「メートル」に改め、同表二(一)の項軌条、軌道及び水路の錆及び腐食の状況の項(は)欄及び軌条、軌道及び水路の摩耗の状況の項(は)欄中「ノギス等により」を削り、同(一)の項軌条の軌間寸法及びカント（高架を走行する子供汽車その他これに類するものに限る。）の状況の項(は)欄中「目視により確認し、異常が認められた場合にあっては、鋼製巻尺等により」を「軌条の軌間寸法及びカントを目視により確認し、異常が認められた場合には」に改め、同項(に)欄中「三度。」を「三度」に改め、同(一)の項金属製滑走路の劣化及び損傷の状況の項(は)欄中「金属製直尺等により」を「残存厚みを」に改め、同(一)の項コンクリート製滑走路の劣化及び損傷の状況の項(は)欄中「ノギス等により」を「き裂を」に改め、同(二)の項(は)欄中「ノギス等により」を削り、同表三(一)の項(は)欄中「法第十二条第三項の規定に基づく検査（以下「定期検査」という。）」を「定期検査又は定期点検」に、「作動状況」を「作動の状況」に改め、同項(に)欄中「こと。）」を「こと」に改め、同(二)の項(は)欄中「作動状況」を「作動の状況」に改め、同(三)の項(は)欄及び(六)の項(は)欄中「ノギス等により」を削り、同(七)の項(は)欄中「ノギス等により」を「車輪の径を」に改め、「エアゲージ等により」を削り、同項(に)欄中「小さい値。」を「小さい値」に、「パスカル。」を「パスカル」に改め、同(八)の項を削り、同表四(一)の項(は)欄中「ノギス等により」を削り、同項(に)欄中「パーセント。」を「パーセント」に改め、同(三)の項主索の項径の状況の項(は)欄中「綱車にかかる箇所等において、最も摩損の進んだ部分の直径をノギス等で測定し、綱車にかからない部分を測定した結果と比較した摩耗率を確認」を「、主索が綱車にかかる箇所等における最も摩耗の進んだ部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定」に改め、同項(に)欄中「摩耗した部分の直径が摩耗していない部分」を「最も摩耗の進んだ部分の直径が綱車にかからない部分の直径」に改め、同(三)の項主索の項素線切れの状況の項(は)欄中「綱車にかかる箇所、傷のある箇所等において、最も摩損の進んだ部分を」を「、主索が綱車にかかる箇所、傷のある箇所等を目視により確認し、最も摩損の進んだ部分については」に改め、同項(に)欄イ中「掲げる各号」を「掲げる基準（以下「遊戯施設素線切れ要是正判定基準」という。）の」に、「場合にあっては」を「場合は」に、「切れた素線の劣化が進んでいる」を「素線切れが生じた部分の断面積の摩損がない部分の断面積に対する割合が七十パーセント以下である」に改め、同欄ロ中「掲げる各号」を「掲げる基準（以下「遊戯施設素線切れ要重点点検判定基準」という。）の」に、「分布する場合は」を「分布する場合にあっては」に、「集中している場合にあっては」を「集中している場合は」に、「場合又は切れた素線の劣化が進んでいる場合にあっては、一構成より一ピッチ内の素線切れが」を「こと又は素線切れが生じた部分の断面積の摩損がない部分の断面積に対する割合が七十パーセント以下で」に改め、同(三)の項主索の項摩耗粉の状況の項(に)欄中「付着していることにより」を「付着し」に改め、同(三)の項主索の張りの項(は)欄中「いずれかの方法により確認する」を「方法のいずれかによる」に、「スプリング高さ」を「スプリングの高さ」に、「主索の振幅」を「その振幅」に、「主索を手で引き、張りが同等か」を「触診により主索の張りが均等であることを」に改め、同(三)の項主索の端末及び止め金具（止め金具があるものに限る。）の項を次のように改める。

主索及び取付部（止め金具があるものに限る。）	止め金具の取付けの状況	目視、触診等により確認する。	ダブルナットにあってはナット間に緩みがあること、割ピンにあってはピンに欠損、曲げ不足等があること又はその他の方法にあっては取付けが確実でないこと。
	主索の端部における止め金具の取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが確実でないこと。
	止め金具及びその取付部の損傷の状況	目視により確認する。	止め金具及びその取付部に損傷があること。

別表四(三)の項綱車の項綱車の配列の状況の項(に)欄中「配列が鋼索中心とずれている」を「ワイヤーロープが外れないよう綱車が配列されていない」に改め、同(三)の項綱車の項綱車の脱索防止装置の機能の状況の項を削り、同表五(一)の項(は)欄、(三)の項(は)欄及び(四)の項(は)欄中「作動状況」を「作動の状況」に改め、同(五)の項(は)欄中「作動状況」を「作動の状況」に、「ノギス等により」を「制動板の残存厚みを」に改め、同項(に)欄中「パーセント。」を「パーセント」に改め、同(六)の項(は)欄、(七)の項(は)欄及び(八)の項(は)欄中「作動状況」を「作動の状況」に改め、同表九(二)の項(は)欄中「鋼製巻尺等により」を「着水部の寸法及び水深を」に改め、同項(に)欄中「メートル。」を「メートル」に、「傷若しくは又は」を「傷又は」に改め、同(五)の項(は)欄、(七)の項(は)欄、(九)の項(は)欄及び(十)の項(は)欄中「作動状況」を「作動の状況」に改め、同(十)の項の次に次のように加える。

(十一)	耐震対策		
	滑節構造とした接合部の状況	目視により確認し又は測定する。	平成二十一年国土交通省告示第六百二十一号の規定に適合しないこと。
	ロープガードの状況	目視及び触診により確認し又は測定する。	平成二十一年国土交通省告示第六百二十二号の規定に適合しないこと。